

重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案及び重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則案に対する意見の募集結果について

令和4年9月16日
内閣府政策統括官（重要土地担当）

「重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案」、「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案」及び「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則案」について、令和4年7月26日から8月24日まで意見の募集を行ったところ、1,198通2,760件^(※)の御意見を頂きました。

頂いた意見の概要及びそれに対する内閣府の考え方を、次のとおり取りまとめました。取りまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

^(※) インターネット上の意見募集フォーム・郵送の受領ごとに1通とし、御意見ごとに1件としました。

重要施設の施設機能及び国境離島等の離島機能を阻害する土地等の利用の防止に関する基本方針案

意見の概要	意見に対する考え方
第1	
○国民の権利の制限について、記載の考え方はどのようなものか。国民の権利は制限すべきでない	国民の権利との関係については、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和3年法律第84号。以下「法」という。）第3条の規定に加えて、基本方針案において、本法の措置に当たっては、必要最小限とするとともに、日本国憲法が保障する国民の自由と権利を不当に制限することのないよう留意することとしています。
○個人情報保護を厳格にすべき	個人情報保護については、法第3条の規定に加えて、基本方針案において、個人情報の保護に関する法律を遵守し、厳格な管理を徹底することとしています。 調査事務の一部を民間に委託する場合にお

	<p>いても、契約に個人情報保護に関する条項を設ける等により、同等の厳格な管理を担保することとしています。</p>
<p>○法に基づく措置の適用について、記載の考え方が不明</p>	<p>重要施設や国境離島等の機能阻害行為については、その行為を行った者の国籍にかかわらず適切に対処することが必要との考え方から記載しています。</p>
<p>第2</p>	
<p><地方公共団体への意見聴取> ○関係地方公共団体からの意見聴取については、地方の同意を得るべき。また、住民生活の安全・安心に関する意見を尊重すべき／意見を聴くにとどめて国がしっかり最終決定すべき</p>	<p>我が国の安全保障のための措置は国が責任をもって判断・実施すべきものですが、衆議院・参議院の附帯決議を踏まえ、基本方針案において、関係地方公共団体の「意見を聴取」する旨を記載しています。</p> <p>このことにより、地域の実情を把握し、本法の目的である国民生活の基盤の維持並びに我が国の領海等の保全及び安全保障に資するよう取り組んでまいります。</p>
<p><区域指定の考え方・範囲> ○区域指定の考え方はどのようなものか。特定の地域は区域指定されるのか ○おおむね 1,000メートルの考え方はどのようなものか ○施設からの距離は10キロにすべき ○指定した区域の外縁が分かるようにするなど区域の指定方法・提示方法を検討すべき ○海上も区域指定に含まれるのではないか</p>	<p>区域指定は、指定の対象・範囲や区分を一律に判断するのではなく、法の要件や基本方針の内容に照らして、経済的社会的観点からの留意事項を含めて評価し、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で指定します。また、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴取します。</p> <p>本法の「おおむね 1,000メートル」は、銃器の有効射程距離等も参考に、この範囲であれば、物理的な機能阻害行為は相当程度対応することが可能であるとの考え方によるものです。</p> <p>区域の指定方法・提示方法については、いただいた御意見も参考にしつつ行いますが、例えば、複数の施設が隣接している場合や飛地が存在する施設の場合は、これらの施設全体の敷地からおおむね 1,000メートルの範囲内で区域を指定することとなります。</p> <p>なお、本法の対象は陸地に限られます。</p>

<p>○生活関連施設の定義を明確にすべき。特に、原子力関係施設を選定した考え方が不明</p>	<p>生活関連施設については、国民生活に関連を有する施設で、その機能を阻害する行為が行われた場合に国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるものを政令で定めることとしており、政令案においては、原子力関係施設（製錬施設、加工施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設）及び自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港を記載しています。</p> <p>原子力関係施設については、電気の安定供給の確保に直接的に資することから選定しました。</p>
<p>○国境離島等の区域指定範囲は、重要施設と違い「おおむね 1,000 メートル」という制限がないので明確にすべき</p> <p>○無人島を対象とし、その全域を区域指定するとしている理由は何か</p>	<p>国境離島等の区域指定範囲については、地形状況、低潮線へのアクセスの容易性、人の目の行き届きにくさ等を個別具体的に勘案する必要があることから、基本方針案においては「周辺」と記載しています。実際の区域指定に当たっては、重要施設の区域指定の考え方（おおむね 1,000 メートル）も踏まえて検討を行います。</p> <p>無人の国境離島については、領海等の基礎として重要な機能を有し、特に人の目が行き届きにくい状況にあることを踏まえ、原則として島全域を指定対象としています。</p>
<p><経済的社会的観点からの留意事項></p> <p>○対象があいまいではないか</p> <p>○土地取引が活発なところや人口集中地区は、特別注視区域に指定すべき／区域指定対象から外すべき</p>	<p>区域指定は、指定の対象・範囲を一律に判断するのではなく、法の要件や基本方針の内容に照らして、経済的社会的観点からの留意事項を含めて評価し、土地等利用状況審議会の意見を聴いた上で指定します。</p> <p>経済的社会的観点からの留意事項は、安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、区域指定に伴う社会経済活動への影響を、安全保障上の要請に基づき、合理的かつやむを得ない範囲に限定する必要があるとの考えから記載したものです。土地取引件数や人口集中地区はこの要素の一つと考えています。</p>

第3	
<p><調査内容の明確化・厳格化></p> <p>○情報収集の方法を厳しく制限するため、調査内容を更に明確にすべき(現地・現況調査や報告の徴収等を行う場合の考え方など)</p> <p>○その他の関係者については政府の裁量で範囲が拡大する懸念があるためできる限り調査対象とすべきでなく、特に利用者の家族や友人・知人は外すべき</p> <p>○国籍等の「等」が不明</p>	<p>本法で規定されているとおり、調査は様々な手法を組み合わせ実施します。このうち現地・現況調査や報告の徴収等は、公簿等の情報では土地等の利用状況が明らかにならず、より詳細な情報が必要と考えられる場合に行います。基本的な考え方は、調査手法の該当箇所です。示していますが、個別具体への当てはめは、個別の事案に即して判断することとなります。</p> <p>「その他の関係者」への調査は、土地等の利用者への調査では利用状況が明らかにならない場合に、調査を行うことで土地等の利用状況を把握することにつながる者に対してのみ行います。調査に当たっては、法第3条に基づき、機能阻害行為を防止するために必要な最小限度のものとなるように実施します。</p> <p>なお、家族や友人・知人は、そのことのみを理由として報告の徴収等の対象となることはなく、例えば土地等の利用者と共同で機能阻害行為を行っているとして推認される場合に、当該対象となり得るとしています。</p> <p>国籍等については、政令において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等としており、「等」は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号ロに規定する地域となります。</p>
<p>○法第7条第1項で、関係行政機関等から情報提供を求めることができるものを政令で定めることとしている理由は何か。法治主義を逸脱しているのではないか</p>	<p>調査に当たって必要となる情報は関係制度の見直し等により変わり得ることから、政令に委任することとしています。</p>
<p>○法第7条第2項の規定は強制力がなく、自治体の裁量で情報提供しないことが許容されること、自治体が個人情報を提供する場合は個人の了承を得ることを原則とすることを明記すべき</p>	<p>法第7条第2項は、関係行政機関等に対して情報の提供義務を課す規定です。</p> <p>情報提供を行う旨を自治体が対象となる個人に知らせることは想定していません。</p>

<p>○法第8条の考え方はどのようなものか。密告奨励のようなものではないか</p>	<p>法第8条は、公簿等による情報では土地等の利用状況が明らかにならず、注視区域内にある土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するためにより詳細な情報が必要と考えられる場合には、当該土地等の利用者その他の関係者から直接情報を入手することも必要であるため、報告の徴収等ができる旨を定めています。</p> <p>なお、この規定は、内閣総理大臣の求めを受けて対応いただくものです。</p>
<p>○その他の関係者に対する報告の徴収等について、応ずる義務はないことを明記すべき</p>	<p>法第8条は、土地等の利用者その他の関係者に対して応答義務を課す規定です。</p> <p>同条違反については、罰則の規定（法第27条）があります。</p>
<p>○本籍、国籍等、生年月日、連絡先、性別の調査は個人のプライバシーを侵害する行為ではないか</p>	<p>調査は、注視区域内にある土地等の利用状況を把握するために行うものです。記載の情報は、人定のために必要なものです。</p>
<p>○思想・信条に係る情報については、収集すべきでない／しっかりと収集すべき</p>	<p>調査では、注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者について、思想・信条等に係る情報を含め、その土地等の利用に関連しない情報を収集することはありません。</p>
<p>○情報提供窓口は、密告奨励の窓口であり整備すべきでない／しっかりと整備すべき</p>	<p>本法では、その実効性を確保すべく、多様な方法を通じて土地等の利用の実態把握を進めることとしており、調査の一環として情報提供を受け付ける体制を整備することとしています。本法の勧告・命令は、収集した情報等を総合的に勘案して判断するものですが、提供を受けた情報については、真偽も含めて慎重に取り扱います。</p>
<p><届出制度></p> <p>○届出制度はどのようなものか</p> <p>○届出が必要になる契約の確認</p> <p>○届出対象となる土地等の面積の考え方はどのようなものか</p> <p>○国籍等は特定の国を敵視している表れであり、追加すべきではない</p>	<p>重要施設や国境離島等の中でも、その機能が特に重要なもの又は機能の阻害が容易であるもので、他の施設等によって機能の代替が困難であるものについては、届出制度を設け、土地等の所有状況を逐次把握することとしています。</p> <p>具体的には、特別注視区域内で「土地等売買等契約」に該当する契約を行う当事者は、契約</p>

	<p>締結前に、取引等の情報を届け出る必要があります。</p> <p>本法の届出対象となる「土地等売買等契約」に該当する契約は、法第13条第1項により、土地等の所有権又はその取得を目的とする権利（以下「所有権等」という。）の移転又は設定であって、その権利の移転又は設定が契約（予約を含む。）によって行われることが必要です。</p> <p>このため、土地等に抵当権等を設定する契約、土地等の所有権等の移転又は設定に係る契約に基づかない相続や合併等は対象となりません。</p> <p>届出対象となる土地等の面積については、個人による一般的な住宅取得のための取引の相当程度を対象から除くことのできる水準として200平方メートルとしました。面積は、原則として登記事項証明書に記録された面積となりますが、実測面積を把握している場合は実測面積となります。また、建物については、当該建物が二階建てなどの複数の階数を有する場合には、各階の床面積を合計したものととなります。</p> <p>国籍等については、土地等の譲受け予定者等が外国人である場合も想定し、当該外国人の人定のために届出事項とするものです。届出の対象となる全ての者に記載を求めるものであり、外国人を差別的に取り扱うものではありません。</p> <p>なお、届出手続の参考となる情報については、今後ホームページに掲載します。</p>
<p>○届出制度は資産価値の低下につながると考えられるため、補償などの措置を検討すべき</p>	<p>届出制度は、土地等の取得・売却に対し制限を課すものではありません。地価（資産価値）は、景気動向、当該土地の用途、周辺のインフラの整備状況などの様々な要因を背景として不動産市場で決定されるものであり、御指摘には当たらないと考えています。</p>

第4	
○勧告を出す場合の記載を明確にすべき	<p>土地等利用状況調査の結果、当該土地等を機能阻害行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認められる場合に、内閣総理大臣が土地等利用状況審議会の意見を聴いて、当該土地等の利用者に対し、当該土地等を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができることとしております。</p>
<p>○勧告については、勧告に先立って説明し、勧告を受けた者からの申立てを受けて必要に応じて土地等利用状況審議会の意見を聴くことができるとしているが、このような手続きではなく、行政不服審査法の手続きを置くべき</p> <p>○命令に先立ち、審議会の意見を聴くことを原則とすべき</p> <p>○不服を申し立てるシステムがないのではないか</p>	<p>勧告は、基本方針案に記載しているとおり、勧告の対象となる土地等の利用者に対し、勧告に先立って状況説明を行います。</p> <p>申立てを受けて必要に応じて土地等利用状況審議会の意見を聴くことができるとしているのは、正当な理由の有無等について、必要性・妥当性を重ねて慎重に審議いただくことが必要な場合があると考えられるためです。</p> <p>なお、土地等利用状況審議会に意見を聴くことをもって、行政手続法や行政不服審査法等の適用が除外されるものではありません。</p>
<p><機能阻害行為の類型></p> <p>○機能阻害行為の類型例示は、例示以外も勧告・命令の対象となり得るため、罪刑法定主義違反ではないか</p>	<p>勧告及び命令の対象となる機能阻害行為は、対象となる施設等の種類、機能等に応じて様々な態様が考えられ、また、技術の進歩等によってその態様が複雑化・巧妙化することも考えられるため、網羅的に列挙することは困難ですが、一定の予見可能性を確保する観点から、基本方針案において当該類型を例示することとしました。</p> <p>罰則は、法第9条第2項の規定による命令に違反した場合に科せられますが、命令に先行して行う勧告の際にその対象となる行為が明示され、正当な理由なく勧告に係る措置を取らなかったときに行う命令の際にも当該行為が明示されます。罰則は、これらの手続を経てなお命令に従わなかった場合に限って科されるものですので、御指摘は当たりません。</p>
○機能阻害行為の例示を明確化し、他法令で	本法の措置は、重要施設や国境離島等の周

<p>対応できるものは記載すべきでない。限定列挙すべきでないか。</p> <p>○特定の行為は機能阻害行為に含まれるか</p>	<p>辺の土地等が機能阻害行為の用に供されることを防止するために講じるものです。</p> <p>勧告及び命令の対象となる機能阻害行為は、対象となる施設等の種類、機能等に応じて様々な態様が考えられ、また、技術の進歩等によってその態様が複雑化・巧妙化することも考えられるため、網羅的に列挙することは困難ですが、一定の予見可能性を確保する観点から、基本方針案において当該類型を例示することとしました。</p> <p>法第21条第2項の規定により他法令に基づく措置の実施を依頼する行為についても、機能阻害行為の防止のために行うものであり、機能阻害行為の類型に含まれるものとしています。</p> <p>ただし、これらは例示であって、この類型に該当しない行為であっても機能阻害行為として勧告及び命令の対象となることがあり、また、形式的に類型に該当しても、個々の事案の態様、状況等によっては、勧告及び命令の対象とならないこともあります。</p> <p>実際に機能阻害行為に該当するかどうかは、個別の事案に即して判断することとなります。</p>
<p>○機能阻害行為に該当するとは考えられない行為を記載する考え方が不明</p> <p>○機能阻害行為に該当するとは考えられない行為に監視（重要施設周辺の高所からの継続的な監視）等を含むべき</p> <p>／監視は機能阻害行為として記載すべき</p>	<p>基本方針案の「機能阻害行為に該当するとは考えられない行為」は、一定の予見可能性を確保する観点から、日常生活・事業活動として一般的な行為を例示したものであり、記載のものに限定するものではありません。</p> <p>実際に機能阻害行為に該当するかどうかは、個別の事案に即して判断することとなりますが、単に施設を見ている行為のみでは、機能阻害行為に該当するとは考えられません。</p>
<p>○特定の行為は損失補償の対象となるのか</p> <p>○損失補償の協議では、違法ではない利用を制限されるのだから、正当性や合理性、補償の範囲は広く扱われるべき</p>	<p>損失補償の対象となるかどうかは、個別の事案に即して判断することとなります。</p> <p>本法では法第10条に基づき通常生ずべき損失を補償することとなりますが、その内容は、</p>

	公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱を踏まえ、公平かつ適切に検討します。
第5	
○法第21条第1項による関係行政機関の長への情報提供の内容を明確にすべき。地方公共団体にも情報提供するのか	<p>法第21条第1項では、調査等の過程で判明した他法令に違反する機能阻害行為の情報を関係行政機関に共有することで、速やかに適切な措置が講じられるよう、関係行政機関の長への情報提供を定めています。</p> <p>基本方針案においては、この情報提供を行う場合の基本的な考え方を示しているところです。</p> <p>なお、地方公共団体はここで記載する関係行政機関には含まれません。</p>
○国による買取りの対象を明確にすべき。 国による買取り制度については、事実上、軍事目的の土地収用であり許されない／必要ある場合はしっかりと買取りを行うべき	<p>法第23条において、土地等の買取り等は、注視区域内にある土地等であって、機能阻害行為の用に供されることを防止するため、国が適切な管理を行う必要があると認められるものを対象としています。</p> <p>本条は「努めるものとする。」との規定のとおり努力規定であり、強制的に収用するものではありません。</p>
○土地等利用状況審議会の委員は、この法律に批判的な立場の人や、反基地活動に詳しい人等も任命すべき ○審議会の審議の公開を明記すべき。委員の名前も黒塗りすべきではない	<p>委員及び専門委員については、法律、国際情勢、内外の社会経済情勢、土地等の利用及び管理の動向、地方の行政・経済等に関して優れた識見を有する者の中から、総合的に勘案し、任命を行っています。</p> <p>土地等利用状況審議会については、「土地等利用状況審議会運営規則」(令和4年7月25日土地等利用状況審議会決定)に従って、適切に運営してまいります。</p>
○法に基づく措置の実施状況の公表は、「概要の取りまとめ」ではなく、より詳細・明確なものにすべき	法に基づく措置の公表内容は現在検討中です。御意見も踏まえて適切な内容となるよう検討します。
○施行後5年を待たずに制度を見直すことができるとするのは法律違反	法附則第2条は、施行後5年を経過する前に検討及び見直しを禁じているものではないため、施行後5年の経過を待たずに制度の見直しを行ったとしても法に反するものではありません。

	<p>りません。</p> <p>なお、参議院の附帯決議において、施行後5年の経過を待たずに施行状況を把握し、必要に応じ制度の見直しを検討することとされています。</p>
--	--

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行令案

意見の概要	意見に対する考え方
<p>第1条</p> <p>○試験研究用等原子炉施設を含めない理由は何か</p>	<p>試験研究用等原子炉施設は、発電を行っておらず、電気の安定供給の確保に直接的に資するものとして国民生活の基盤たる機能を有さないため、政令第1条に定める生活関連施設としないこととします。</p>
<p>○空港について、政令案と基本方針案の関係が不明</p>	<p>空港については、重要な交通インフラとして国民生活の基盤であることから政令に規定することとしていますが、実際の区域指定に当たっては、自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する空港の機能に鑑み、当該施設をその対象とすることとしており、基本方針案において、こうした考え方を明らかにしているところです。</p>
<p>第24条</p> <p>○「性別」は除外すべき</p>	<p>性別は、人定のために必要な情報であるため、規定の必要があります。</p>

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則案

意見の概要	意見に対する考え方
<p>第4条</p> <p>○届出が必要なのは当事者双方なのか</p> <p>○様式について、譲り受ける者と譲渡する者が届け出る内容は同一にすべきではないか</p> <p>○届出対象となる建物の床面積の考え方はどのようなものか</p> <p>○届出はいつから行う必要があるのか</p>	<p>本法における届出については、届出の対象となる契約の当事者双方に対して届出義務を課しています。</p> <p>届出の対象となる契約の当事者のそれぞれが把握し得る情報を記載するよう、それぞれの様式に記載欄を設けています。</p> <p>届出対象となる建物の床面積については、</p>

	<p>当該建物が二階建てなどの複数の階数を有する場合には、各階の床面積を合計したものを届け出ていただくこととなります。この内容は、今後ホームページに掲載します。</p> <p>特別注視区域の告示日から施行日（効力発生日）までに一定の周知期間を設けることとしており、契約予定日が施行日以降である場合は、本法の届出義務が生じることとなります。この場合、当該告示日から契約予定日の前日までの間に、あらかじめ、届け出ていただくこととなります。</p>
<p>第5条</p> <p>○国籍等を削除すべき</p> <p>○法人の範囲など、府令案第5条第2号の個別事項の考え方はどのようなものか</p> <p>○届出者が様式を記入する時点やその際の判断方法はどのようなものか</p>	<p>国籍等については、土地等の譲受け予定者等が外国人である場合も想定し、当該外国人の人定のために届出事項とするものです。届出の対象となる全ての者に記載を求めるものであり、外国人を差別的に取り扱うものではありません。</p> <p>法人格を有さない組合等は、その名義で土地等の所有者となることができないため、本法の届出に係る法人には該当せず、不動産の所有者たる名義人が届出義務者となります。その他届出手続の参考となる情報についても、今後ホームページに掲載します。</p> <p>原則として、届出者が届出日において把握している範囲内において記載をしてください。</p>

その他

意見の概要	意見に対する考え方
○十分な周知をすべき	ホームページで各種情報を掲載して制度の周知に努めるとともに、コールセンターを開設し、地域住民や事業者の方からの個別の問合せにお答えすることとします。
○区域指定のスケジュールはどうか	区域指定は、法の全面施行後に順次実施することとしておりますが、具体的なスケジュールについては、現時点で決まったものはあ

	りません。
<p>○そもそも本法に反対。立法事実がないなど問題があるため法律を廃止すべき</p> <p>○政府が基本方針を決定できるということに反対</p> <p>○本法の特定の制度を改正・廃止すべき</p> <p>○外国資本や外国人による土地等の購入を禁止すべき</p> <p>○日本全国の土地を自由にチェックできるようにしてほしい</p> <p>○法律を改正し、南西諸島、沖縄、奄美、石垣等は森林・緑地・農作地に限定すべき</p> <p>○土地利用について規制しなくてはならないのは急斜面の盛土の規制</p> <p>○日本の離島に石碑を設置し、上陸を許可してほしい</p> <p>○自衛隊や海上保安庁の方々が動きやすくしてほしい</p> <p>○案の該当部分の確認・抜粋、意見募集と関連ない記載、内容不明の記載</p>	<p>本法は、防衛関係施設等の安全保障上重要な施設の周辺や国境離島等について、その土地等の利用状況の調査を実施し、それらの機能を阻害する行為が認められた場合に規制を行うものです。</p> <p>2021年6月16日に成立、同月23日に公布され、法附則第1条の規定のとおり、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内の政令で定める日から全面施行されることとなっています。</p> <p>今回のパブリック・コメントは、この全面施行に向けて、本法の運用方針を定める基本方針の案、本法の措置の詳細を定める政令・府令の案について意見を求めるものです。</p> <p>いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。</p>